

会 議 録

1 附属機関の会議の名称 令和2年度第2回常陸大宮市都市計画審議会

2 開催日時 令和3年2月26日(金) 午後2時00分から  
午後3時00分まで

3 開催場所 常陸大宮市文化センター2階会議室

4 出席した者の氏名

(1) 委員

飯田正博, 内海理英子, 熊澤貴之, 檜村英子, 猿田茂彦, 淀川茂樹,  
飯村信夫, 磯野健寿, 梶山登司, 山野井洗俊, 二瓶廣美

(2) 執行機関

相澤信一, 木村光男, 加藤高浩, 小泉暁光, 上久保博光, 石塚真,  
本多健太郎, 蓮田未来

5 議題

諮問第1号 常陸大宮市都市計画道路の変更(常陸大宮市決定)について  
諮問第2号 常陸大宮市都市計画道路の変更(茨城県決定)について

6 傍聴人の数(公開した場合に限る。) なし

7 発言の内容

【事務局】

本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。まず初めに、本日お諮りいたします都市計画道路の変更についての諮問書を、市長代理として建設部長から会長へお渡ししたいと思います。

【建設部長から会長へ諮問書の手渡し】

【事務局】

それでは、会議を始めさせていただきます。ここからの議事の進行を会長にお願いいたします。

【会長】

それでは、暫時の間、議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名人を2名指名させていただきます。〇〇委員と〇〇委員。よろしく願いいたします。

早速、議事に移らせて頂きます。今回の案件については関連がありますので、諮問第1号 大宮都市計画道路の変更(常陸大宮市決定)及び諮問第2号 大宮都市計画道路の変更(茨城県決定)について、一括して事務局より説明願います。

【事務局】

それでは、諮問第1号 大宮都市計画道路の変更（常陸大宮市決定）について、諮問第2号 大宮都市計画道路の変更（茨城県決定）について、一括して説明をさせていただきます。都市計画図書の写しを事前に送付させていただいておりますが、内容については、画面上のパワーポイントを用いて説明をいたします。お手元のA4横カラーの資料につきましては、これから映し出す画像と同じものとなっておりますので、確認しながらお聞きいただければと思います。

本日の議事であります「大宮都市計画道路の変更」につきましては、令和2年10月22日に開催した、第1回都市計画審議会の報告事項において、事前に説明をさせていただきました。諮問第1号が、市が決定主体となる都市計画道路です。3・4・2 東富栄町線，3・6・1 0 常陸大宮駅西口通り線，8・7・1 常陸大宮駅東西自由通路線の3路線になります。諮問第2号が、茨城県が決定主体となる都市計画道路です。3・4・1 大宮停車場線，3・4・4 宮中清水線の2路線となります。

これら都市計画道路の変更となる理由・要因については、1つ目が都市計画を決定してから長期間事業に着手していない都市計画道路について見直しを行ったこと、2つ目が常陸大宮駅周辺整備事業に伴い自動車交通ネットワークと歩行車ネットワークを構築し、常陸大宮駅周辺地区の利便性の向上等を図るための道路整備を行うこととなります。

はじめに、これらの2つの理由・要因について、これまでに検討・整理をしてきた経過を説明させていただきます。

1つ目の都市計画道路の見直しについては、常陸大宮市は、大宮停車場線，東富大塚線，宮中清水線の未完了の3路線を対象として、平成29年度に検討を開始しました。平成30年度には、大学教授などの学識経験者などから構成される「都市計画道路再検討会議」において都市計画道路の必要性・妥当性の意見聴取を行い、将来交通量の推計，そして茨城県の関係機関から構成される都市計画道路連絡調整会議において検討を行いました。さらに市民から意見募集を行いまして、見直しの方針を定めました。令和2年度は都市計画の手続を進め、本日の都市計画審議会となっております。

続きまして、常陸大宮駅周辺整備事業につきましては、平成29年3月、大学教授等の学識経験者，各地域の区長さん，関係団体の役員の方などから構成される「常陸大宮駅周辺整備検討委員会」を計画策定組織として、「常陸大宮駅周辺整備基本計画」を策定しました。平成29年度においては、「常陸大宮駅周辺整備事業化促進調査」として、駅東口の大宮停車場線沿いの地権者を中心に意見交換会や意向調査を実施しました。令和2年3月は、基本計画同様に「常陸大宮駅周辺整備検討委員会」を計画策定組織として、基本計画や関係機関との調整を踏まえ、具体的な事業内容を取りまとめた「常陸大宮駅周辺整備計画」を策定しました。

今年度，令和2年度になりますが，常陸大宮駅周辺整備事業に関する説明会は，84haの整備計画区域内の地権者を対象として説明会を開催しました。6月11日から19日までの内6日間，新型コロナウイルス感染防止対策として，少人数制により，分散して回数を増やし，計36回の開催を予定していたところ，27回開催し，73名が参加となりました。常陸大宮駅周辺整備事業住民説明会は，8月21日に，市民全体を対象とした説明会を文化センターにて開催しました。はじめに「人口減少対策問題と駅周辺整備事業の位置づけ」として市長が説明をした後に，常陸大宮駅周辺整備事業内容の説明を行い，参加者からの質疑応答を行いました。この説明会には247名の方が参加となりました。

このように、都市計画道路の見直し、常陸大宮駅周辺整備事業とともに、専門的組織による検討や計画の策定、市民への説明を経て進めてきたところです。

続きまして、具体的な内容に入っていく前に、都市計画道路の変更手続の流れとして、本日の都市計画審議会までの説明をさせていただきます。

はじめに、市が都市計画の素案を作成し、住民からの意見を反映させるため地元説明会を実施しました。説明会を受けまして、令和2年10月22日に第1回常陸大宮市都市計画審議会において、「大宮都市計画道路の変更」について事前の説明を行っております。

次に「公聴会」が予定されておりましたが、公述申出者がおりませんでしたので、公聴会は開催しておりません。その後は、市は県に、県は国への事前協議を行い、都市計画案の公告・縦覧、そして本日が第2回目の都市計画審議会となっております。この中で、地元説明会、公聴会、都市計画案の公告・縦覧について次のページより説明をいたします。

令和2年10月12日に大宮コミュニティセンターにて「都市計画道路変更に関する地元説明会」を開催し、11名の方に参加いただきました。

この説明会で出された主な質問・意見としましては、常陸大宮駅西口通り線整備の必要性・効果による住民の利便性・安全性については、駅の西側に新たに改札、駅前広場が整備され、交通量が増えることにより、利用者の安全性も考え、都市計画道路として歩道を整備し、利便性・安全性の向上を図っていくと回答をしております。同じく常陸大宮駅西口通り線の整備内容については、現況は約8.5mの道路となっておりますが、歩道を整備し、幅員が10.5mとなる計画です。自宅が道路の計画ルートの対象となった場合の対応の質問については、建物補償の基準に基づき算定をしますが、測量等によりどの範囲まで土地・建物に影響が生じるかを調査をしたうえでお話すると回答させていただいております。

続きまして、法的手続であります公聴会と都市計画案の縦覧について、ご説明します。

公聴会とは、都市計画法第16条第1項により、都市計画の案を作成しようとする場合、住民の意見を反映するため、公聴会の開催等の措置を講ずることとされております。住民が公開の場で意見陳述の機会を確保する趣旨ですが、記載の申出期間に意見陳述をする申出人がいなかったため、公聴会は開催しておりません。

都市計画案の縦覧につきましては、都市計画法第17条第1項により、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめその旨を公告し、都市計画を決定しようとする理由書を添えて、公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならないとされています。都市計画案の内容を住民及び利害関係人に知ってもらうこと目的とし、同条第2項により、住民は都市計画案について意見書を提出することができると規定されております。意見書が提出された場合は、第19条第2項により意見書の要旨を本日の都市計画審議会に提出することとなっております。記載の縦覧期間中に、案の縦覧は2件ありましたが、意見書の提出はありませんでした。

対象となる都市計画道路の配置図となります。

常陸大宮市が決定主体となり、変更する路線が赤の実線で記されています。3・4・2東富栄町線は、姥賀町のファミリーレストランのココスやスーパーカスミの付近を起点とし、泉のバイパス入口の旧道の区間を終点とします。同じく常陸大宮市が決定主体となり、新たに決定する路線が赤の点線で記されています。3・6・10常陸大宮駅西口通り線は、中富町国道118号バイパスのガソリンスタンド・エネオスの交差点を起点とし、新設する駅西口駅前広場までを終点として都市計画決定をする路線です。8・7・1常陸大宮駅東西自由通路

線は、新設する西口駅前広場と改良する東口駅前広場を線路上空を通過して繋ぐ通路となります。そして、茨城県が決定主体となり、変更する路線が青の実線で記されています。3・4・1大宮停車場線は、常陸大宮駅前通りです。3・4・4宮中清水線は、下町の富岡橋手前から久慈川へ降りていく市道が起点となり、工業団地入り口付近までの路線となります。

それでは、諮問第1号「大宮都市計画道路の変更」（常陸大宮市決定）について、具体的に説明をまいります。

3・4・2東富栄町線は、都市計画道路の見直しに伴う都市計画道路の変更となります。黄色に縁取りされた区間、栄町の陸橋の交差点から泉のバイパスの入口までの旧道の区間を廃止することに伴い、名称を東富大塚線から東富栄町線に変更し、延長を3,780mから2,280mに変更します。

こちらは、常陸大宮駅周辺整備事業に伴う都市計画道路変更の全体図となります。

大宮停車場線は県が決定主体となりますが、常陸大宮駅周辺地区の拠点機能及び住民の利便性の向上等を図るために、自動車交通及び歩行者ネットワークを構築する必要があることから、駅東からの東口駅前広場を含めた大宮停車場線、東西自由通路線、西口駅前広場を含めた常陸大宮駅西口通り線の3路線は、一体的に都市計画決定を行います。

8・7・1常陸大宮駅東西自由通路線は、東口駅前広場と西口駅前広場を繋ぐ自由通路となります。この自由通路は、エレベーター・屋根付の自由通路であり、延長は70m、通路幅員は3.5mの都市計画決定となります。

3・6・10常陸大宮駅西口通り線は、常陸大宮駅周辺整備事業に伴う都市計画道路の変更となります。118号バイパスから新設する西口駅前広場までの路線であり、延長が630m、片側歩道を整備し、幅員を10.5mとする都市計画決定です。西口の駅前広場は、道路として常陸大宮駅西口通り線に含めて都市計画決定をします。駅前広場の面積は約4,160㎡となります。

続きまして、諮問第2号「大宮都市計画道路の変更」（茨城県決定）について、具体的に説明をまいります。

3・4・4宮中清水線は、都市計画道路の見直しに伴う都市計画道路の変更となります。富岡橋の架け替えとともに国道293号が整備され、将来における整備の必要性が低くなったため、以前に法務局があった下町宇留野線との信号から久慈川の河川敷に降りていく区間までを廃止するとともに、延長が4,430mから3,950mに変更となります。

3・4・1大宮停車場線は、常陸大宮駅周辺整備事業に伴う都市計画道路の変更となります。赤線が変更する都市計画決定の内容です。

大宮停車場線は、現在の計画は道路の中心から両側へ8mずつ拡幅する都市計画決定となっておりますが、変更後は、北側の道路境界から16m南側へ拡幅するとともに、東口駅前広場は、都市計画道路に含めて都市計画決定するため、駅前広場分延長が長くなり、延長が180mから190mに変更となります。東口駅前広場の面積としては約1,820㎡となります。

今回の都市計画道路の変更をまとめた表となります。

常陸大宮市が決定主体となる3路線については、東富栄町線は、延長の短縮に伴う名称の変更です。常陸大宮駅西口通り線は、新たに都市計画道路として決定し歩道を整備し、西口駅前広場を整備します。常陸大宮駅東西自由通路線は、東西の駅前広場を繋ぐ自由通路を整備します。

茨城県が決定主体となる2路線については、大宮停車場線は、計画を南側に変更し、東口

駅前広場を整備します。宮中清水線は、延長の短縮となります。

最後に今後のスケジュールです。

本日の市都市計画審議会後は、3月29日に茨城県都市計画審議会が開催される予定となっております。

県都市計画審議会後は、県決定の路線については国に、市決定の路線については県に本協議を行い、令和3年5月下旬頃の都市計画決定告示により正式に常陸大宮市都市計画道路が変更となる予定で進めてまいります。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

**【会長】**

ご説明ありがとうございました。

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問などがございましたらお願いいたします。

説明では前半の方で今までの経緯、後半のほうで具体的な内容の説明がありました。何かありますでしょうか。

**【A委員】**

〇〇と申します。本日の説明資料の16頁にあります諮問第2号大宮都市計画道路の変更（茨城県決定）について、標準断面図の中に車道や停車帯などの記載がありますが、一番外側の歩道の幅が、左が4.5mで右側が2.5mとなっており、どうして幅が違うのでしょうか。

**【会長】**

ありがとうございます。それでは事務局いかがでしょうか。

**【事務局】**

大宮停車場線につきましては、今の現道である県道の中心から両側に拡幅する計画となっておりますが、沿道利用や施設立地の現状を鑑みて、南側に拡幅する予定になっております。また、歩道の幅員が4.5mと2.5mで違うのは、4.5m歩道になる北側に医療機関や福祉施設が集積しておりますので、地域の特性を活かしながら歩道を整備することで、歩行訓練や機能回復訓練などに活用できるような整備をしたいと考えております。検討の中で、昨年12月18日、19日に交通社会実験を現地で実施し、歩道を含めた道路空間の利用なども検討しております。このような検討の中で16mの幅員のうち歩道が、北側4.5m、南側2.5mと異なる幅員になっております。

**【会長】**

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。皆様大体よろしいでしょうか。ほかにご意見等が無いようでしたら、各諮問につきましてお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、お諮りいたします。諮問第1号について、原案のとおり可決ということではよろしいでしょうか。

**【異議なしの声あり】**

**【会長】**

はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認めて、原案のとおり採決させていただきます。次に諮問第2号については、計画決定は県決定でございますので、意見聴取という形になります。本審議会の意見としては、案に対する異議はないということではよろしいでしょうか。

**【異議なしの声あり】**

**【会長】**

ありがとうございます。それでは異議なしとしてあげさせていただきます。

それでは次のその他について、事務局から何かありますでしょうか。

**【事務局】**

ただ今、お認め頂きました案件について、答申書を作成いたしますので、少々お時間をいただけたらと思います。

**【休憩後，会議再開】**

**【事務局】**

お待たせいたしました。ただ今、答申書を配布いたしますので、内容をご確認頂けたらと思います。

**【会長】**

事務局から答申書が配布されましたが、内容については、皆様よろしいでしょうか。

**【異議なしの声あり】**

**【会長】**

ありがとうございます。それではこのあと答申させていただきます。それでは本日の議事はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を解かせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

**【事務局】**

〇〇会長にはスムーズな議事進行ありがとうございました。あとで皆様には答申書に押印したものの写しを配布させていただきます。それでは、このあと〇〇会長から市長への答申を行います。準備を行いますので、少々お時間をいただきまして、その間、トイレ等の休憩時間としたいと思います。

**【休憩後，会議再開】**

**【事務局】**

お待たせいたしました，準備ができましたので，今回の諮問に対する答申を行います。審議会を代表して〇〇会長からお願いいたします。

**【会長から市長へ答申書の手渡し】**

**【市長からあいさつ】**

**【事務局】**

ありがとうございました。

以上をもちまして，本日の常陸大宮市都市計画審議会を閉会させていただきます。今年度の都市計画審議会は，今回で最後になりますので，ご協力ありがとうございました。また，来年度よろしくお願いいたします。